

事務連絡  
平成21年5月22日

全国健康保険協会  
健康保険組合 } 御中

厚生労働省保険局

### 新型インフルエンザに対する医療保険関係事業者の対応について

現在、国内において新型インフルエンザの発生が確認され、兵庫県、大阪府等で患者が多数発生している状況にあります。本日、政府の新型インフルエンザ対策本部において、政府が自治体、医療機関、事業者や関係団体と連携・協力し、国民の協力を得て講ずる措置として、「基本的対処方針」を決定し、併せて、そのQ&Aについてもとりまとめたところです。(別添1及び別添2)

この「基本的対処方針」の「二」においては、地域や職場における感染拡大を防止するため、「患者や濃厚接触者が活動した地域等」(以下「発生地域等」という。)において講ずる必要な措置を掲げております。これに基づいて、医療保険関係事業者における当面の対応について、下記のとおりお知らせいたします。

なお、発生地域等につきましては、これまでの疫学的状況や学区等の区域を踏まえ、当省の新型インフルエンザ対策推進本部事務局より、当省ホームページ等において随時お知らせしております。

今後も、最新の状況等を勘案し、適宜情報提供していく予定ですので、各保険者におかれましては、貴傘下の支部等への周知徹底を図るようお願いいたします。

### 記

#### 1 医療保険関係事業者に共通する対応

今般、職場における感染や事業を通じた感染を防止するため、発生地域等における医療保険関係事業者等の対応については、次の例示も踏まえ、感染機会を減らすための工夫を検討するようお願いいたします。

- (1) 全職員に対し、外出に当たっては、人混みをなるべく避けるとともに、手洗い、混み合った場所でのマスク着用、咳エチケットの徹底、うがい等と呼びかける。

- (2) 通勤途上の感染機会を減らすため、時差通勤等の方策を検討する。
- (3) 自転車等による通勤のための駐輪場の確保を検討する。
- (4) 職員の健康管理を徹底する。
- (5) 健康上具合の悪い職員は、早めに休むよう呼びかける。
- (6) 職員に対し、発熱症状やインフルエンザ様症状のある場合には、発熱相談センターに相談した上、その結果を職場に連絡させ、当該職員は病気休暇を取得するよう呼びかける。
- (7) 職員が感染者と濃厚接触した可能性がある場合には、発熱相談センターに相談の上、その結果を職場に連絡させ、必要に応じ、特別休暇を取得するよう呼びかける。
- (8) 職場における手洗い・手指消毒、咳エチケットの徹底、うがい等を呼びかける。また、建物の入口等に速乾性アルコール製剤を設置する。
- (9) 職場において不特定多数の者が触れる場所や発症者が触れた場所については、清掃・消毒を徹底する。
- (10) 主催する集会、スポーツ大会等については、当該集会等の必要性の再検討や感染機会を減らすための工夫の検討を行う。
- (11) 来訪者については、例えば、建物の入口にポスターや看板を設置するなどして、発熱等の症状を有する者が建物内や執務室内へ入館しないよう対応を検討する。
- (12) 窓口業務等対面で業務を行う場合には、例えば、マスクを着用する、対面する人と人との距離が1～2メートルとなるようにするなどの感染防止策を検討する。
- (13) 建物内で発症者が出た場合の対応について検討する。

## 2 保険者における対応

医療保険関係事業者のうち、発生地域等における保険者の対応について、上記1の対応に加え、次のとおり適切な事業運営をお願いいたします。

- (1) 被保険者証の発行など、迅速な処理が必要な業務については、遅滞なく行われるよう留意する。
- (2) 医療の円滑運営のため、診療報酬の支払いについては、遅滞なく行われるよう留意する。
- (3) 特定健診・特定保健指導等の実施については、「新型インフルエンザ感染事例の発生に伴う特定健診・特定保健指導等における対応について（注意喚起）」（平成21年5月19日厚生労働省保険局総務課医療費適正化対策推進室・保険課・高齢者医療課・国民健康保険課事務連絡）（別添3）を踏まえ、適切に対応する。

(4) 職員の子ども等が通う保育施設等が臨時休業になった場合、年次休暇の取得を原則とするが、可能であれば、早出遅出勤務や在宅勤務の活用等、当該職員の勤務のあり方を検討する。

### 3 審査支払機関における対応

医療保険関係事業者のうち、発生地域等における審査支払機関の対応については、上記1の対応に加え、次のとおり適切な事業運営を行うよう、別途要請しておりますので、併せてご連絡いたします。

- (1) 審査支払業務については、保険診療の継続のために、従来どおり継続する。
- (2) 医療の円滑運営のため、診療報酬の支払いについては、遅滞なく行われるよう留意する。
- (3) 職員の子ども等が通う保育施設等が臨時休業になった場合、年次休暇の取得を原則とするが、可能であれば、早出遅出勤務や在宅勤務の活用等、当該職員の勤務のあり方を検討する。